

令和2年第3回 松山市教育委員会臨時会

(重松事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(重松事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和2年第3回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に豊田委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を議題といたします。

重松事務局次長から説明を求めます。

(重松事務局次長)

生涯学習政策課重松でございます。

当日配布分の資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。

議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」ご説明いたします。

令和2年度の組織改正といたしまして、まず、現在、文化財課の所管となっている子規記念博物館を、1つの課として位置付けるため、教育委員会事務局の組織規則、子規記念博物館の事務規則について所要の改正を行います。

次に、会計年度任用職員制度が施行することに伴い、現在の子規記念博物館の館長を令和2年度以降も引き続き、特別職として在籍していただくよう、総館長とその名前を変え、現在の子規記念博物館所長を館長とするため、子規記念博物館の事務規則、公印規則の改正を行います。

またその他、各課等共通の事務分掌や、一般職の職員の職名について、実態に則した所要の改正を行います。

なお、各規則については、改正前後の対照表を、4ページ以降に掲載していますので、ご覧ください。

現行の規則を右側、改正案の規則を左側に記載し、変更箇所にアンダーラインをしています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第3号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事前にお送りいたしました資料の1ページをお願いいたします。

議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、市内41公民館の館長及び館長補佐は、教育委員会が任命します。

来る、令和2年3月31日をもって任期が満了するため、新たに、公民館長及び館長補佐を任命す

るものでございます。

今回、任命しようとする公民館長及び館長補佐ですが、館長は、谷川義文さんほか40名で、うち新任が5名、館長補佐は、山下武則さんほか41名で、うち新任が6名です。

任期は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

お手元資料の2ページから3ページをお願いいたします。

今回、任命を予定している公民館長・館長補佐の名簿でございます。

公民館ごとに、上段が館長、下段が館長補佐となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは採決をいたします。

議案第4号「公民館長・館長補佐の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第5号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

岡井教職員担当室管理指導監から説明を求めます。

(岡井管理指導監)

学校教育課管理指導監の岡井です。

よろしく申し上げます。

事前にお送りした資料の6ページをお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

公立の小・中学校や高校等に勤務する教職員の給与その他の勤務条件については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」により規定されているところです。

今回の規則改正は、この「給特法」について、昨年12月に、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として法改正が行われたことに伴うものです。

法改正の内容ですが、資料の10ページをご覧ください。

今回の改正で、第7条の「教職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等」が新たに設けられ、これまで国から示されていた勤務時間の上限に関するガイドラインが、指針へと格上げされ、法的に位置づけられました。

これに伴い、今年1月には新たな指針が示され、国からは、法の実効性を高めるために、各地方公共団体が勤務時間の上限に関する方針等を教育委員会規則等として規定するための規則案が示されたことから、学校管理規則にその内容を加える一部改正を行うものです。

規則改正の内容ですが、資料の8ページ、9ページをご覧ください。

今回の改正では、第19条の後に、新たに19条の2として「教育職員の業務量の適切な管理」を設け、国の指針に示されている勤務時間の上限を規定しました。

具体的には、超過勤務の上限時間として、第1項では、1箇月では45時間、1年間では360時間と規定するとともに、第2項では、予見不能な突発的な業務量の大幅な増加の際には、1箇月では100時間未満、1年間では720時間、2～6箇月の平均では80時間、月45時間を超える時間外勤務は年間6箇月までと規定しています。

また、第3項では、教育委員会が上限時間以外に、教育職員の業務量の適切な管理や健康・福祉の確保を図るために必要な事項を定めると規定しています。

今後、新年度に入りましたら、各学校に対して、上限時間に加え、労働法制の遵守や教育職員の健康確保、学校における働き方改革の推進などについても示した「松山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を通知する予定です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(松坂委員)

業務量が適切でない教員については、どのような管理の方法を求めているのでしょうか。

(岡井管理指導監)

今年度、早速、産業医による面接指導等も含めて、個人にはアドバイスというか健康管理です。

管理職に対して、業務量の割り振りの年度途中での変更が可能ではないかを含めまして、管理職の面談を通して、管理に努めております。

また、スクールサポートスタッフの増員等、適材適所の配置を考えております。

(教育長)

例えば、一時的または突発的に所定の時間外に業務を行わざるを得ない場合、この場合がどういう場合が当てはまるのかとかいうふうなことが、往々にして出てくるんじゃないかと思うんです。

予見できないけども、ある程度その都度、これは入れていくけども、これを委員会の指針としてどう定めていくのというところが出来てくるのではないのかな。

(岡井管理指導監)

まずは、非常天災等の対応はもちろんですけれども、それ以外に生徒指導上、大きなトラブルであるとか、そういうふうなことで対応に苦慮する場合なども含まれてこようかと考えています。

(豊田委員)

例えば、2の適切な管理を行うというところ、

(1)から(4)までありますよね、それだけの時間がかかるようなことになる。

(岡井管理指導監)

あくまでも、上限ですので極力少なくというふうなことで。

(豊田委員)

私が一番危惧するのは、大変な時だから、ここまでするまでが上限でかまんのだから、というのが常態化しないようにするのが、教育委員会が一番チェックしないといけないとこだと思うのね。

(岡井管理指導監)

まず、あくまでも基本は年間360時間、月45時間、6箇月までに抑えるというふうなことです。それでいきますと月平均30時間になります。

そういうようなところで45時間を超えた職員の報告等も毎月確認しております。

また時間が長くなってきた者については、紙面で報告していただいておりますし、あと、教育委員会の方が直接各学校の退勤の状況も確認できるようにシステムを確認していますので、そういうところも含めて、早め早めに校長先生通じて手当出来ないかというふうなことを相談していきたいと考えております。

(豊田委員)

業務量を勤務時間で考えていくところは難しいところだと思うのだけれども、業務量っていったって、時間がやけにかかる人と、効率的にやっっていける、それは個人の能力差の問題でもあるわけで、そうすると管理職がそこを適切に指導できるかどうか、そこにかかってくるんだと思うんで、それは教員の仕事やろ、ちゃんとやれじゃなくて、やっぱりちゃんと普段見てて、この人にはこういう助言がいるなど、早め早めに対応できるような管理職になってもらわないと、そういうふうな管理職になってももらわないと、そういうふうな管理職になっても、難しいのかなという気がします。

(教育長)

そこはしっかりお願いします。

あと、よろしいですか。

(一同)

なし

(教育長)

では、採決いたします。

議案第5号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第6号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

学校教育課長の横江でございます。

よろしくお願いいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第6号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明をいたします。

今回の改正は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴い、通学区域の適正化を図るため、提出するものです。

なお、本市の令和2年度特別支援学級新設につきましては、学校の要望どおりに内定しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

ご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

では、採決いたします。

議案第6号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第7号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

学校教育課の横江でございます。

引き続きよろしくお願いいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第7号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」ご説明をいたします。

松山市教育委員会では、児童生徒及び英語教員等に生きた英語に触れる機会を提供するため、語学指導等を行う外国青年招致事業いわゆるJETプログラムを活用し、外国語指導助手いわゆるALTを任用しており、勤務条件等の必要な事項について、松山市招致外国青年任用規則により定めております。

今回の一部改正は、令和2年4月1日に施行される改正地方公務員法により、ALTの地位が、特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行することに対応するため、所要の規則改正を行うものです。

主な改正内容についてご説明いたします。

まず1点目は、ALTの来日時期に応じた任期及び再度の任用の場合の任期の規定の整備です。

ALTの任期は、7月もしくは8月に来日した日の翌日から1年間としておりましたが、改正法によりまして、3月末に一旦任用を終了し、4月1日から新たな任用行為が必要となります。

一方、本市が活用するJETプログラムでは、来日した日の翌日から1年間とされていることか

ら、今回の改正に際しましては、任用期間について、3月末日を境に、前半任期と後半任期とに整理をいたしました。

2点目は、「通勤にかかる費用弁償」の規定の整備です。

改正法により、ALTの地位は、パートタイムの会計年度任用職員へ移行します。

パートタイムの会計年度任用職員に対しましては、通勤に係る費用は、費用弁償として適切に支給が行われる必要があることから、今回、必要な規定を設けたものです。

3点目は、休暇に関する規定の整備です。

これは、ALTと他の会計年度任用職員の間で勤務条件の権衡を失することがないように、介護休暇や介護時間等の規定の新設を含む、必要な改正を行ったものです。

4点目は、人事評価の規定の整備です。

改正法によりまして、会計年度任用職員は常勤職員と同様に人事評価の対象となることから、この度、必要となる規定の整備を行ったものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

(教育長)

以上で説明は終わりましたが、何かご意見等はありませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第7号「松山市招致外国青年任用規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたしま

す。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

学校教育課の横江でございます。

引き続きよろしく願います。

議案書50ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明をいたします。

本件は、松山市奨学生選考委員会委員のうち、団体の役員改選や退職によりまして、平岡真由美氏、三好美和子氏、和田瑞穂氏の3名が退任し、後任としまして、関係団体から推薦のございました、西本由美子氏、岡本裕子氏、渡部ゆかり氏の3名を新たに任命しようとするものです。

なお、任期につきましては、3名ともに任期途中の任命となることから、松山市奨学資金貸付条例第6条第3項の規定によりまして、前任者の残任期間となります、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はありませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

では、採決をいたします。

議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第7 議案第9号「令和2年度学校

医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課の石橋でございます。

よろしくお願いいいたします。

議案第9号「令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。

資料の53ページをお願いします。

松山市立の幼稚園、小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、年度毎に委嘱していますので、3月末日をもって任期満了となります。

そこで、松山市医師会等から推薦された皆さんを、学校保健安全法第23条の規定に基づき、新たに委嘱をするものです。

委嘱の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっています。

「氏名」は、54ページ～56ページまでの名簿のとおりでございます。

人数は、まず、「学校医」のうち「内科」に配置人数208名、実人数181名、これは複数の学校を兼務されている方がいますので数字がそのようになっております。

「眼科」が配置人数87名、実人数31名、「耳鼻科」に配置人数87名、実人数30名、「学校歯科医」は配置人数124名、実人数116名、「学校薬剤師」は配置人数87名、実人数39名、合計で配置人数593名のところ実人数は397名となっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第9号「令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第8 議案第10号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしくお願いいいたします。

お手元の資料、議案書・報告書・説明事項の58ページをお願いします。

議案第10号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご説明させていただきます。

松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱しています。

今回、今年度の4月に中学校区の支援委員として委嘱をしていましたが、家庭や仕事の都合により退任する者と、その新たにその代わりに委嘱する者でございます。

本件で退任する者は、資料の上段の表のとおり中学校区単位の校区3名と新たに委嘱しようとする者は、下段に示させていただいておりますとおり、校区一般の3名でございます。

なお、任期は、引き続きまして令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、議案第10号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第9 報告第4号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課友近でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の60ページをお願いいたします。

報告第4号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により、教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、石井公民館運営審議会委員松本昭子さんほか2名の退任及び石井公民館運営審議会委員高市絵美さんの委員委嘱について、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長の専決により処理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で説明を終わります。

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第10 報告第5号「学校評議員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

学校教育課の横江でございます。

よろしく願いいたします。

報告書62ページをお願いいたします。

報告第5号「学校評議員の退任及び委嘱について」ご説明いたします。

学校評議員につきましては、5月14日の第5回教育委員会定例会で、全ての市立小・中学校及び幼稚園から推薦のありました計605名のご承認をいただいたところです。

この度、余土小学校から、余土地区民生児童委員会の役員改選に伴い、濱田昭氏を退任とし、竹田軍三氏を後任としたいとの変更の申し出がありました。

後任者については、教育に関する理解及び見識を有すると認められたことから、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定によりまして、1月16日付で竹田軍三氏を教育長の専決によりまして、評議員として委嘱いたしました。

今回、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により、報告するものです。

なお、任期については、令和2年1月16日から令和2年4月30日となっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

よろしいでございますか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第5号「学校評議員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第11 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

重松事務局次長から説明を求めます。

(重松事務局次長)

生涯学習政策課の重松でございます。

当日配布資料をお願いします。

本日、4月1日付の人事異動内示がございましたので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明申し上げます。

当日配布資料の28ページをお開きください。

まず、退職者及び解派遣者についてですが、1行目の高田稔教育委員会事務局次長が今年度をもって定年退職となります。

また、2行目の岡井博之学校教育課管理指導監が解派遣となり河野小学校の校長として、3行目の稲田直行教育研修センター事務所長が解派遣となり東雲小学校の校長として転任されます。

次に、当日配布資料の16ページをお開きください。

教育委員会事務局の異動についてですが、まず、白石浩人教育委員会事務局長が保健福祉部長へ転任となり、その後任として、矢野博朗愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局長が教育委員会事務局長を務めます。

次に、2行下、岡田真文化財課子規記念博物館所長が昇任し三津浜支所長へ転任します。

また、事務局次長兼生涯学習政策課長の私、重松一禎が生涯学習政策課長の解兼務となり、その後任として、西村秀典住宅課長が昇任し事務局次長兼生涯学習政策課長を務めます。

最後に、杉野公典中央図書館事務所長が昇任し松山市文化・スポーツ振興財団へ転任します。

続きまして課長級の異動についてですが、重信美樹教職員担当室長が市民生活課市民相談担当課長兼消費生活センター所長へ、石橋修保健体育課長が保健福祉政策課長へ、岸洋一学習施設課長が障がい福祉課長へ、3行下になりますが、渡部将康教育支援センター事務所長が健康づくり推進課長へ、松田俊二生涯学習政策課主幹が昇任し生活衛生課松山市斎場長兼斎場再整備担当課長へ、池田浩樹清掃課長が地域学習振興課長へ、竹内圭一郎学校教育課主幹が昇任し学校教育課管理指導監

へ、曾根貞行教育研修センター事務所主幹が昇任し学校教育課教職員担当室長へ、岡小百合保育・幼稚園課主幹が昇任し坂本幼稚園教頭へ、高橋邦光国保・年金課主幹が昇任し学習施設課長へ、河野直充地域学習振興課主幹が昇任し子規記念博物館長へ、植田二郎子育て支援課主幹が昇任し保健体育課長へ、安井晋障がい福祉課長が教育支援センター事務所長へ、加地寿徳久米支所長が中央図書館事務所長へ、友近直樹地域学習振興課長が中央図書館事務所専任課長へ、それぞれ転任となります。

次に、当日配布資料の24ページをお開きください。

派遣者についてですが、湯山小学校の越智文明校長が派遣となり教育研修センター事務所長を務めます。

次に、当日配布資料の16ページにお戻りください。

教育委員会の事務を執行委任しております、保健福祉部の関係職員の異動についてです。

3行目ですが、高岡伸夫保育・幼稚園課長が昇任し総合政策部副部長兼地方創生戦略推進官へ転任、8行下、11行目になりますが、川崎俊彦住宅課主幹が昇任し保育・幼稚園課長へ、清川和恵東雲保育園長が味生保育園長へ転任します。

以上、課長級以上の異動を説明いたしました。教育委員会事務局全体の人事異動につきましては、お手元の名簿でご確認いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりました。

どうぞよろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、本日より予定の日程は以上となりますが、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

以上をもちまして、本日の予定の日程は終了をいたしました。

これにて、令和2年第3回臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(重松事務局次長)

ご起立をお願いいたします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。